

熊本県公報

第13057号
令和3年(2021年)
8月31日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の指定…………… (") 1
- 種畜証明書の書換交付に伴う通報…………… (畜産課) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 八代港港湾施設の概要…………… (港湾課) 3
- 天草不知火海区における漁場計画(免許の内容等)の変更…………… (水産振興課) 3
- 天草不知火海区における漁場計画(免許の内容等)の変更…………… (") 8

公 告

- 道路の位置の指定…………… (建築課) 33
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 34
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 34
- 熊本県農業公園指定管理者募集…………… (農林水産政策課) 34

登 載 依 頼

- つきいそ(沈船魚礁)周辺海域における集魚灯利用釣り漁業の禁止…………… (天草不知火海区漁業調整委員会) 36
- 小型機船底びき網漁業(手繰第1種漁業手操網漁業)の適正操業に係る委員会指示…………… (") 36
- 令和3年度(2021年度)第1回熊本県景観・屋外広告物審議会の開催…………… (景観・屋外広告物審議会) 37

告 示

熊本県告示第744号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和3年(2021年)8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
棚瀬医院	玉名市岱明町高道677	令和3年(2021年)7月1日
福島耳鼻咽喉科医院	玉名市高瀬226-1	令和3年(2021年)6月30日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
さくら調剤薬局 新八代店	八代市長田町3184-2	令和3年(2021年)6月30日

熊本県告示第745号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。
 令和3年(2021年)8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
紫明寮診療所	天草市五和町二江4668番地	令和3年(2021年)7月1日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
オオルリ薬局	上益城郡山都町浜町217番地3	令和3年(2021年)7月2日

(訪問看護)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションなんかん株式会社	玉名郡南関町相谷899番地2	令和2年(2020年)4月1日

熊本県告示第746号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。

令和3年(2021年)8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11404026467	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県球磨郡球磨村一勝地丁1512-1 (株)カミチクファーム 九州 譲葉牧場	鹿児島県南さつま市金峰町浦之名2074 南さつま家畜人工授精所

熊本県告示第747号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年(2021年)8月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	津留鹿本線	山鹿市久原字畑中 1724番6地先から 山鹿市久原字五郎丸 3034番1地先まで	前	5.4 ~ 24.1	845.8	防交 安(交 通安 全)
			後	9.5 ~ 24.5		

2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)8月31日

熊本県告示第748号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和3年(2021年)8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類

児童支援事業所 ぱすれる 天草市太田町1 5番1	合同会社Pass erelle 天草市佐伊津町1 041番地2 衣川 朋宏	令和3年(2 021年)9 月1日	435300 0195	指定児童発 達支援 指定放課後 等デイス ービス
-----------------------------------	---	-------------------------	----------------	--------------------------------------

熊本県告示第749号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

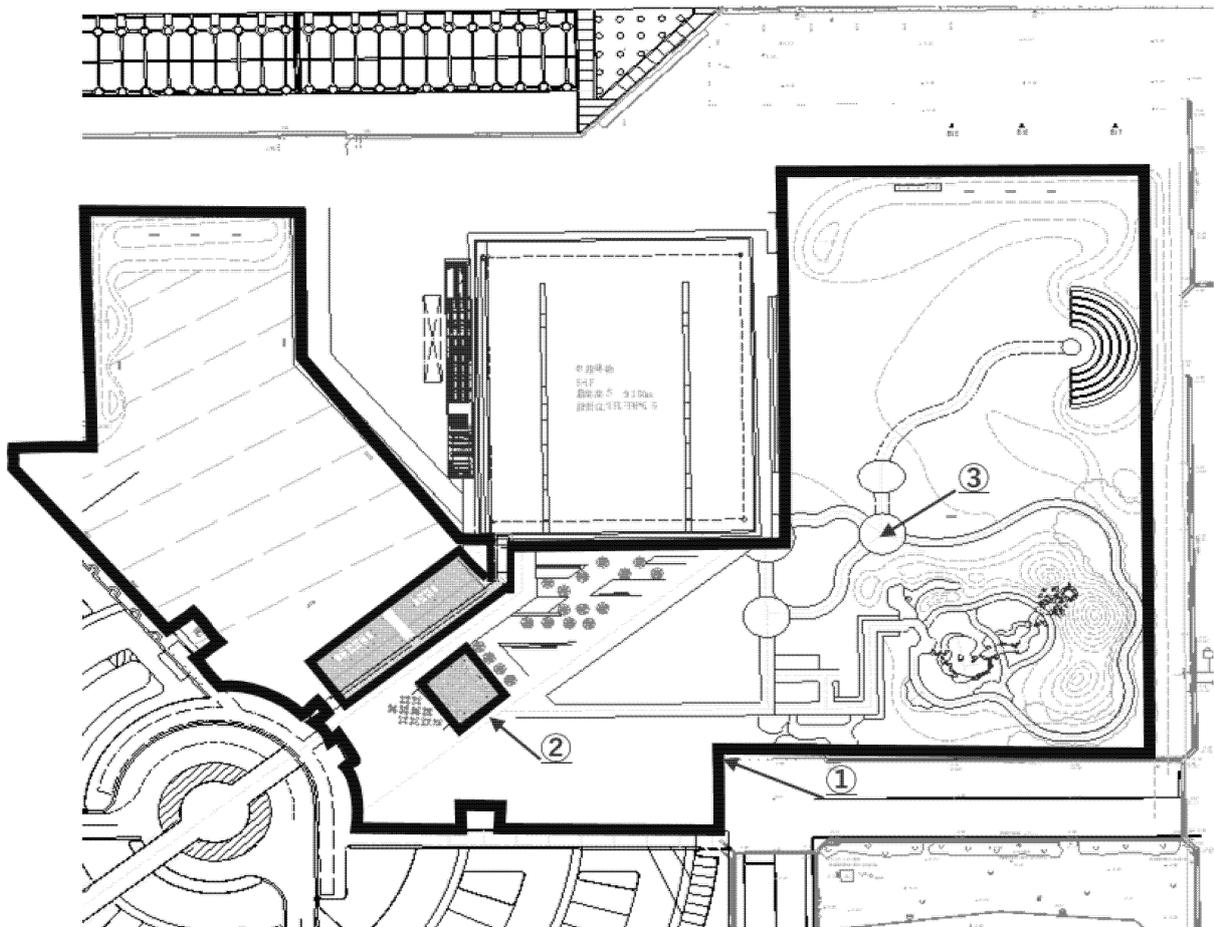
令和3年（2021年）8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

港湾名 八代港
所在 八代市新港町地内
概要

番号	種類	数量	能力
①	緑地	22,771平方メートル	くまモンポート八代緑地 (公園エリア)
②	休憩所	174.24平方メートル	くまモンポート八代東屋
③	その他施設	1基	ビッグくまモン

位置図



熊本県告示第750号

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項の規定において準用する同条第6項の規定に基づき、天草不知火海区漁場計画（平成25年熊本県告示第581号）の一部を次のように改正し、令和3年（2021年）9月1日から施行する。

令和3年（2021年）8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

3中「制限又は条件」を「条件」に改める。

4 免許予定日に次のように加える。
 令和3年(2021年)12月1日(平成25年熊本県告示第581号に係る免許については、適用しない。)

5 申請期間に次のように加える。
 令和3年(2021年)9月1日から令和3年(2021年)10月8日まで(平成25年熊本県告示第581号に係る免許については、適用しない。)

6の表に次のように加える。

天区第254号	免許の日から令和5年(2023年)8月31日まで
天区第255号	〃

6の次に次のように加える。

7 保全沿岸漁場に関する事項 なし

8 熊本県天草不知火海区漁業調整委員会の意見の概要 意見なし

別冊に次のように加える。

漁場計画番号 天区第254号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市有明町大浦地先

(4) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点1 熊本県漁場基点天第430号(熊本県漁場基点天第93号(黒木島頂点)と天第94号(龍崎北東端)を見通した線から天第93号を基点として右へ310度12分の線が天草市有明町釘島の最大高潮時海岸線と交わる場所。)

ア 基点1と天草市有明町楠甫黒木島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ45度・308メートルのところ

イ ウからエを見通した線上、ウから170メートルのところ

ウ 基点1と黒木島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ97度50分・246メートルのところ(防波堤突端中央)

エ 基点1と黒木島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ57度20分の線が最大高潮時海岸線と交わる場所

2 地元地区 天草市有明町

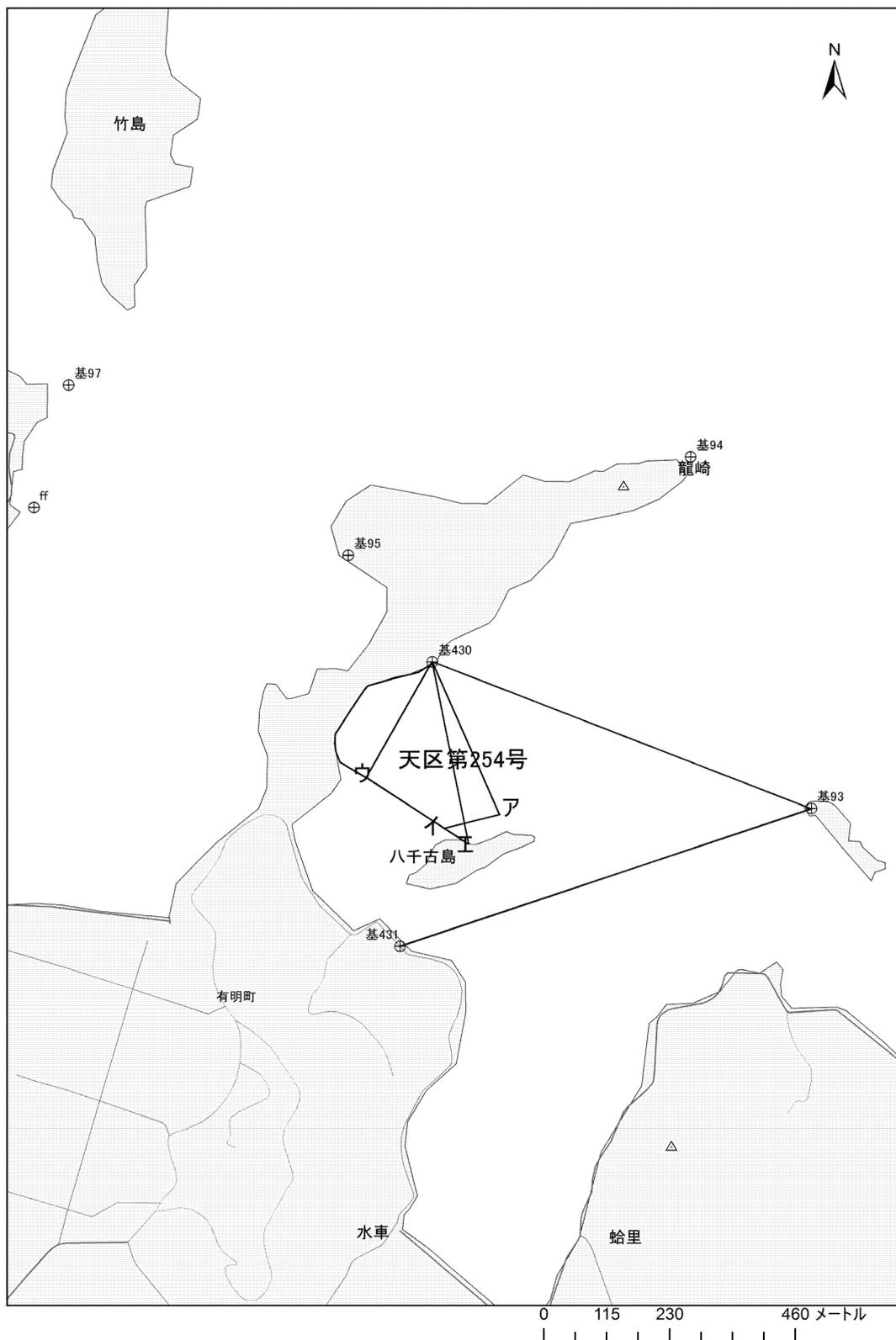
3 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

4 条件

(1) 漁港管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

5 漁場図



漁場計画番号 天区第255号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市有明町大浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イとウ、エを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点1 熊本県漁場基点天第430号(熊本県漁場基点天第93号(黒木島頂点)と天第94号(龍崎北東端)を見通した線から天第93号を基点として右へ31度12分の線が天草市有明町釘島の最大高潮時海岸線と交わるところ。)

基点2 熊本県漁場基点天第431号(熊本県漁場基点天第93号(黒木島頂点)と天第94号(龍崎北東端)を見通した線から天第93号を基点として右へ27度5分の線が天草市有明町大字楠甫の最大高潮時海岸線と交わるころ。)

基点3 熊本県漁場基点天第93号(天草市有明町黒木島頂点)
ア 基点1と基点3を見通した線から基点1を基点として右へ97度50分・246メートルのところ

イ 基点1と基点3を見通した線から基点1を基点として右へ57度20分の線が最大高潮時海岸線と交わるころ

ウ 基点2と基点3を見通した線から基点2を基点として右へ308度15分・132メートルのところ

エ 基点1と基点3を見通した線から基点1を基点として右へ77度・430メートルのところ

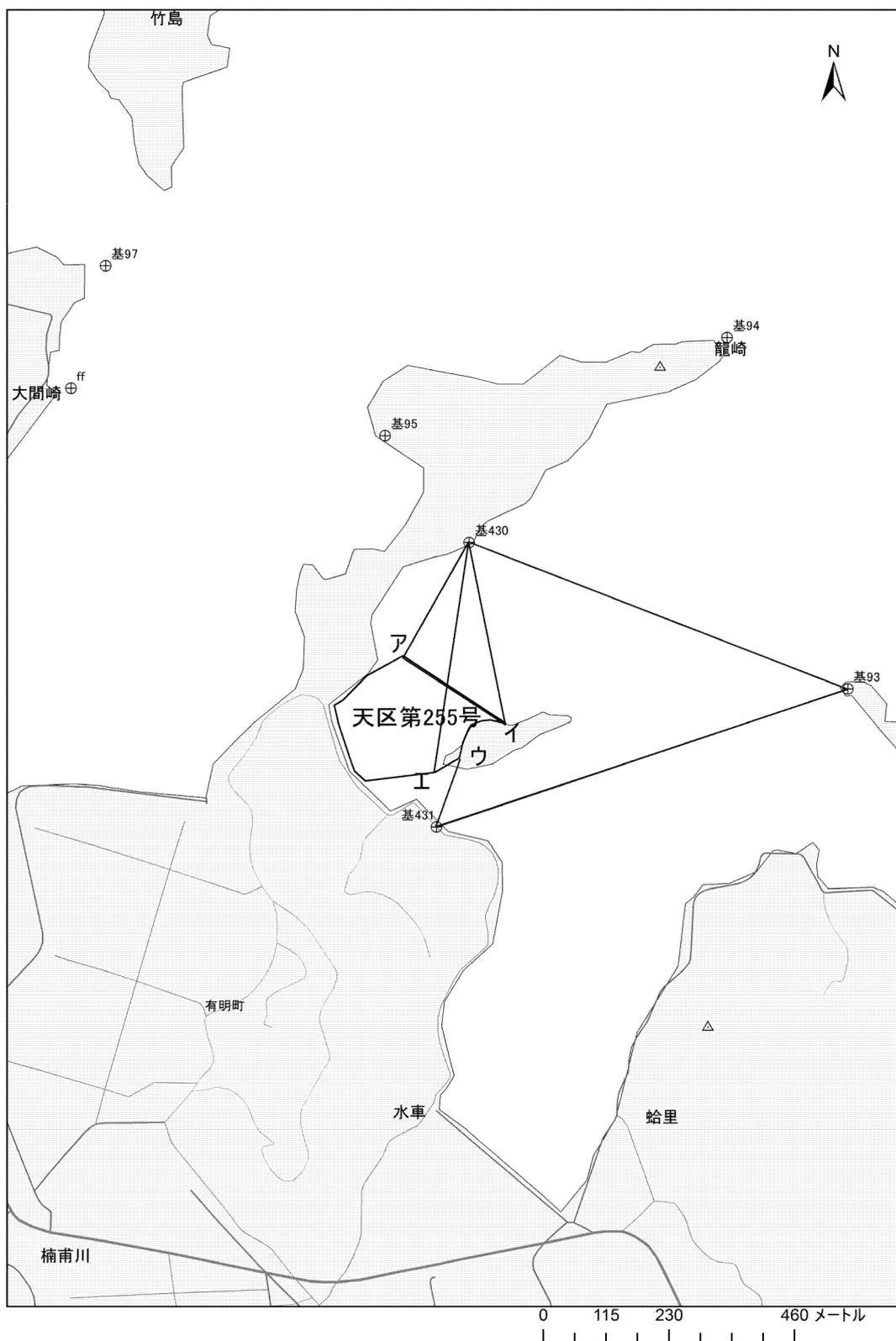
2 地元地区 天草市有明町

3 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

4 条件

- (1) 漁港管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

5 漁場図



熊本県告示第751号

漁業法(昭和24年法律第267号)第64条第8項の規定において準用する同条第6項の規定に基づき、天草不知火海区漁場計画(平成30年熊本県告示第437号)の一部を次のように改正し、令和3年(2021年)9月1日から施行する。

令和3年(2021年)8月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

3中「制限又は条件」を「条件」に改める。

4 免許予定日に次のように加える。

令和3年(2021年)12月1日(平成30年熊本県告示第437号に係る免許については、適用しない。)

5 申請期間に次のように加える。

令和3年(2021年)9月1日から令和3年(2021年)10月8日まで(平成30年熊本県告示第437号に係る免許については、適用しない。)

6の表に次のように加える。

天区第576号	免許の日から令和5年(2023年)8月31日まで
天区第577号	〃
天区第641号	〃
天区第642号	〃
天区第782号	〃
天区第783号	〃
天区第784号	〃
天区第785号	〃
天区第836号	〃
天区第866号	〃
天区第867号	〃
天区第868号	〃
天区第869号	〃

6の次に次のように加える。

7 保全沿岸漁場に関する事項 なし

8 熊本県天草不知火海区漁業調整委員会の意見の概要 意見なし

別冊に次のように加える。

漁場計画番号 天区第576号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く。)

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町樋島地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯32度22分37.7秒、東経130度24分43.6秒

イ 北緯32度22分29.8秒、東経130度24分47.8秒

ウ 北緯32度22分28.1秒、東経130度24分46.4秒

エ 北緯32度22分31.8秒、東経130度24分44.6秒

オ 北緯32度22分28.8秒、東経130度24分34.4秒

カ 北緯32度22分22.8秒、東経130度24分24.7秒

キ 北緯32度22分18.3秒、東経130度24分30.3秒

ク 北緯32度22分17.0秒、東経130度24分28.6秒

ケ 北緯32度22分22.8秒、東経130度24分21.2秒

2 地元地区 上天草市龍ヶ岳町(大道を除く。)

3 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

4 条件

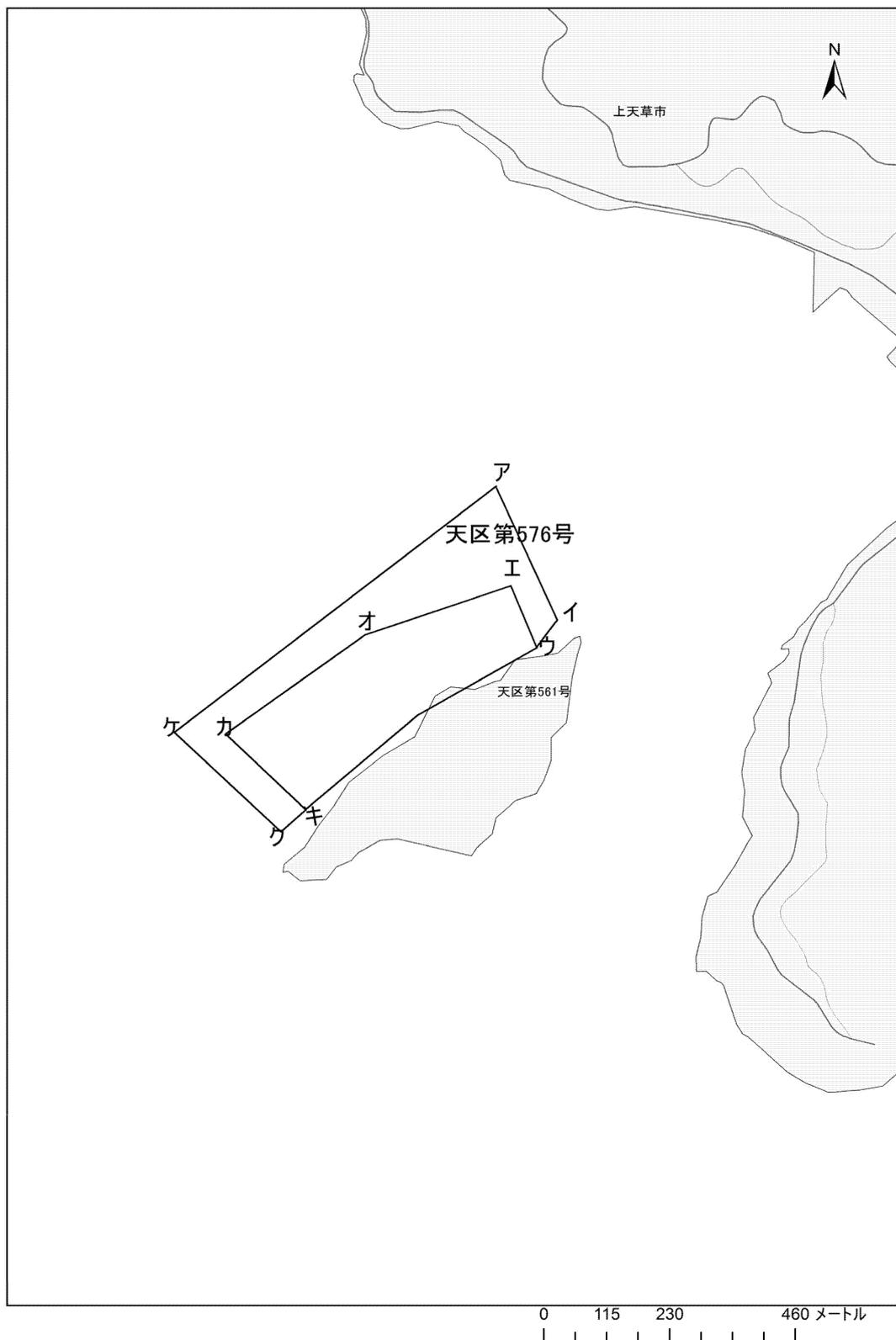
(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2) 漁港管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

(4) 敷設する生け簀の面積は、5,299平方メートルを超えてはならない。

5 漁場図



漁場計画番号 天区第577号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く。）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度34分43.2秒、東経130度23分32.9秒
 - イ 北緯32度34分37.0秒、東経130度23分34.6秒
 - ウ 北緯32度34分34.4秒、東経130度23分23.5秒
 - エ 北緯32度34分40.8秒、東経130度23分21.9秒

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、2,826平方メートルを超えてはならない。

5 漁場図



漁場計画番号 天区第641号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町登立地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア 北緯32度37分12.2秒、東経130度26分8.6秒
イ 北緯32度37分16.6秒、東経130度26分6.0秒
ウ 北緯32度37分8.0秒、東経130度25分44.1秒
エ 北緯32度37分3.6秒、東経130度25分46.7秒

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは
ならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 養殖施設は毎年5月15日までに撤去しなければならない。

5 漁場図



漁場計画番号 天区第642号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度33分32.9秒、東経130度23分27.1秒
 - イ 北緯32度33分33.9秒、東経130度23分51.4秒
 - ウ 北緯32度33分29.3秒、東経130度23分51.9秒
 - エ 北緯32度33分28.1秒、東経130度23分27.4秒

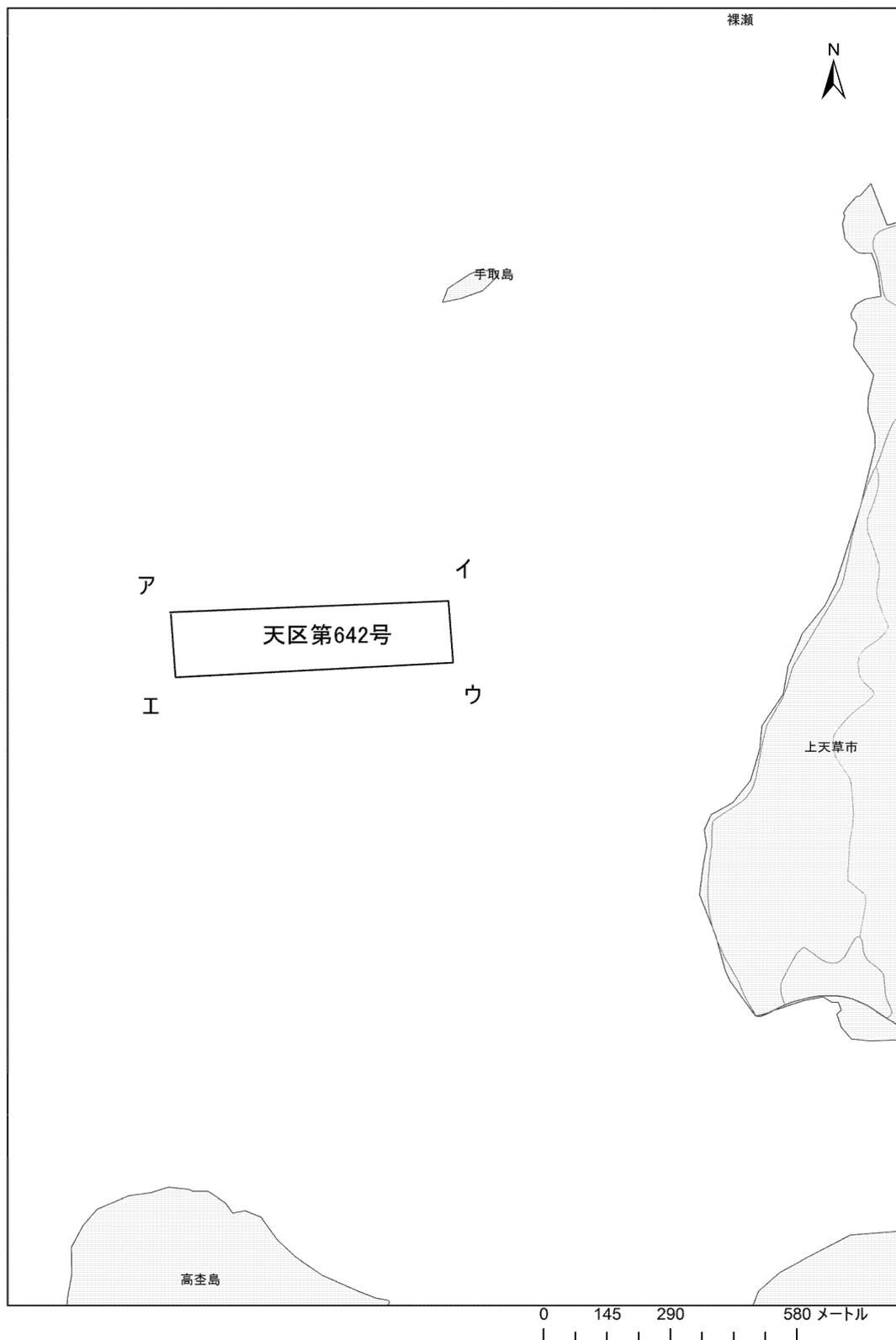
2 地元地区 上天草市大矢野町

3 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 養殖施設は毎年5月15日までに撤去しなければならない。

5 漁場図



漁場計画番号 天区第782号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市五和町御領地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度32分27.2秒、東経130度11分34.8秒
 - イ 北緯32度32分22.0秒、東経130度11分32.5秒
 - ウ 北緯32度32分22.0秒、東経130度11分31.7秒
 - エ 北緯32度32分27.2秒、東経130度11分34.0秒

2 地元地区 天草市五和町

3 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

4 条件

- (1) 漁港管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは
ならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

5 漁場図



漁場計画番号 天区第783号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度18分47.4秒、東経130度10分16.9秒
 - イ 北緯32度18分47.2秒、東経130度10分15.7秒
 - ウ 北緯32度18分41.0秒、東経130度10分16.8秒
 - エ 北緯32度18分41.1秒、東経130度10分18.0秒

2 地元地区 天草市新和町

3 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

4 条件

- (1) 漁港管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは
ならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

5 漁場図



漁場計画番号 天区第784号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア 北緯32度19分14.9秒、東経130度18分4.5秒
イ 北緯32度19分16.7秒、東経130度18分2.3秒
ウ 北緯32度19分16.5秒、東経130度18分2.1秒
エ 北緯32度19分14.7秒、東経130度18分4.3秒

2 地元地区 天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く)

3 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

4 条件

- (1) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (2) 敷設する施設の面積は、480平方メートルを超えてはならない。

5 漁場図



漁場計画番号 天区第785号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度20分18.8秒、東経130度17分24.2秒
 - イ 北緯32度20分20.6秒、東経130度17分26.4秒
 - ウ 北緯32度20分20.5秒、東経130度17分26.5秒
 - エ 北緯32度20分18.7秒、東経130度17分24.3秒

2 地元地区 天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く)

3 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

4 条件

- (1) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (2) 敷設する施設の面積は、160平方メートルを超えてはならない。

5 漁場図



漁場計画番号 天区第836号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎがい垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度18分36.6秒、東経130度2分38.6秒
 - イ 北緯32度18分36.1秒、東経130度2分39.6秒
 - ウ 北緯32度18分35.6秒、東経130度2分39.3秒
 - エ 北緯32度18分36.1秒、東経130度2分38.3秒

2 地元地区 天草市河浦町今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦

3 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは
ならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

5 漁場図



漁場計画番号 天区第866号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市有明町大浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度31分46.6秒、東経130度22分38.2秒
 - イ 北緯32度31分52.0秒、東経130度22分39.8秒
 - ウ 北緯32度31分49.6秒、東経130度22分46.2秒
 - エ 北緯32度31分44.0秒、東経130度22分44.9秒

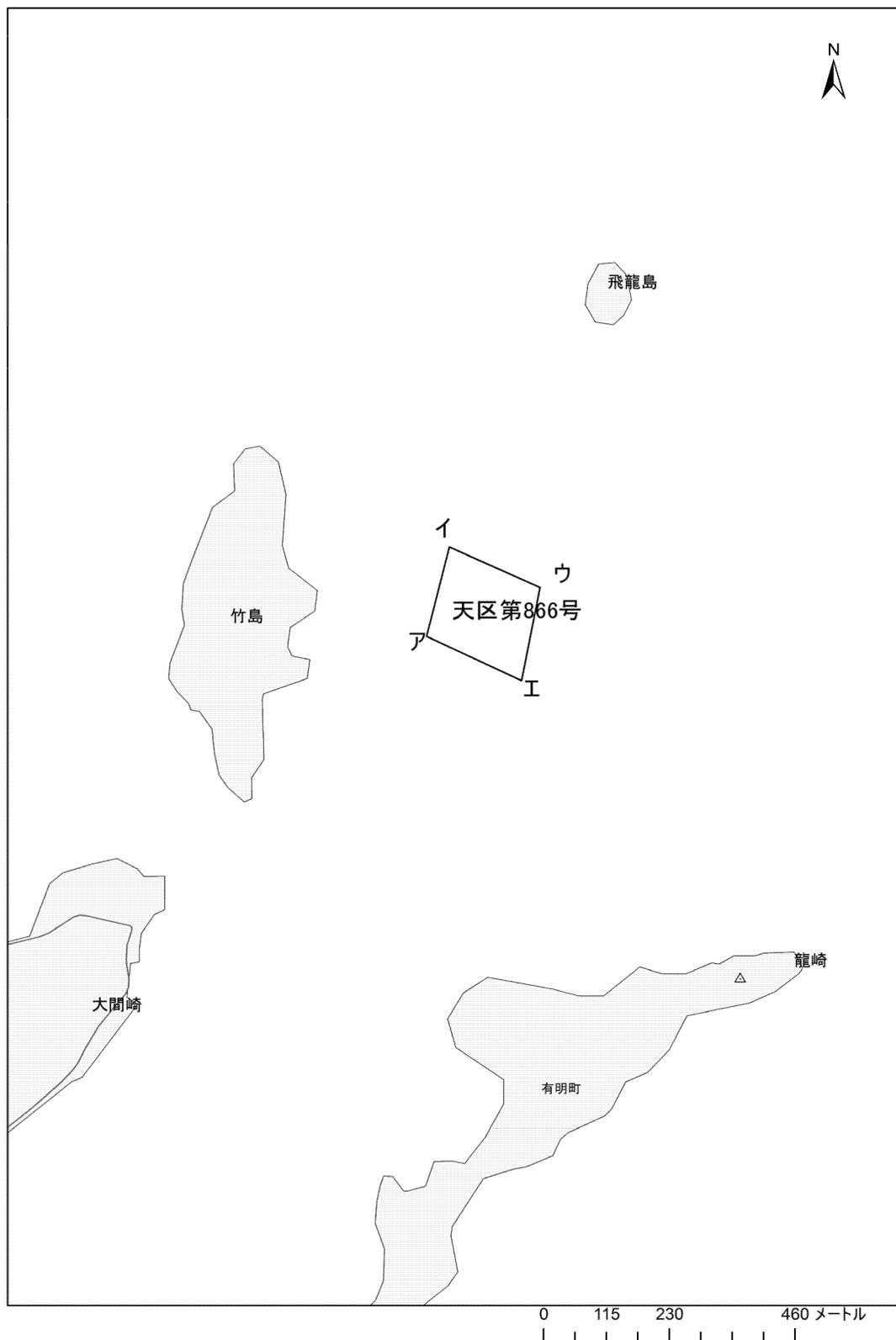
2 地元地区 天草市有明町大浦

3 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは
ならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

5 漁場図



漁場計画番号 天区第867号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市有明町大浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度31分20.0秒、東経130度22分37.8秒
 - イ 北緯32度31分19.9秒、東経130度22分39.6秒
 - ウ 北緯32度31分15.5秒、東経130度22分38.3秒
 - エ 北緯32度31分15.8秒、東経130度22分36.6秒

2 地元地区 天草市有明町大浦

3 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは
ならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

5 漁場図



漁場計画番号 天区第868号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市有明町大浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア 北緯32度31分16.9秒、東経130度22分11.7秒
イ 北緯32度31分16.8秒、東経130度22分13.9秒
ウ 北緯32度31分13.7秒、東経130度22分12.5秒
エ 北緯32度31分13.8秒、東経130度22分10.6秒

2 地元地区 天草市有明町大浦

3 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは
ならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

5 漁場図



漁場計画番号 天区第869号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草郡苓北町富岡地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度31分43.7秒、東経130度2分23.5秒
 - イ 北緯32度31分43.7秒、東経130度2分27.0秒
 - ウ 北緯32度31分42.0秒、東経130度2分27.0秒
 - エ 北緯32度31分42.0秒、東経130度2分23.5秒

2 地元地区 天草郡苓北町

3 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは
ならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

5 漁場図



公 告

熊本県公告第622号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和3年（2021年）8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池市隈府473番地10
- 2 築造者の氏名 前田幸基登
- 3 道路の位置 菊池市北宮字居屋敷126番7及び同126番9
- 4 道路の幅員 4.00メートルから5.00メートルまで
- 5 道路の延長 86.58メートル
- 6 指定年月日 令和3年（2021年）8月16日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第141号

熊本県公告第623号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年（2021年）8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
隅倉 幸恵	荒尾市牛水	荒尾市牛水字下磯203番3ほか15筆
隅倉 幸恵	荒尾市牛水	荒尾市牛水字南烏芋田910番2ほか9筆
隅倉 侑大	荒尾市牛水	荒尾市牛水字東北原799番2ほか9筆
隅倉 侑大	荒尾市牛水	荒尾市牛水字南宅地364番ほか20筆
富田 靖典	荒尾市牛水	荒尾市牛水字上牟田1088番ほか1筆
富田 靖典	荒尾市牛水	荒尾市牛水字北宅地484番ほか30筆
古城 義記	荒尾市蔵満	荒尾市蔵満字沖田1721番1ほか2筆

2 認可年月日

令和3年（2021年）8月23日

熊本県公告第624号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年（2021年）8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社石松樹苗園	球磨郡錦町西	人吉市下田代町字岩淵422番4ほか1筆

2 認可年月日

令和3年（2021年）8月23日

熊本県公告第625号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和3年（2021年）8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
熊本県農業公園（以下「農業公園」という。）
- (2) 場所
合志市栄3802番地4ほか
- (3) 施設の規模等
ア 敷地面積 278,776平方メートル
イ 主な施設 芝生広場、バラ園、カントリータワー等

2 指定管理者が行う業務

- (1) 農業に関する県民の理解と興味を深め、また、そのきっかけづくりに繋がる業務
- (2) 農業に関する資料の展示、情報の収集及び提供

- (3) 展示、研修及び会議のための施設の提供
- (4) 農業公園の入園に関する業務
- (5) 農業公園の使用の許可に関する業務
- (6) 農業公園の利用料金に関する業務
- (7) 農業公園の施設、設備及び備品の維持、修繕に関する業務
- (8) その他農業の振興及び発展に必要な業務及び指定管理者が農業公園の管理上必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間
令和4年(2022年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

4 管理に要する経費
農業公園の管理に要する経費は、利用料金収入及び熊本県から支払う委託料によって賄うこととする。このうち熊本県が支払う委託料の額は、熊本県が定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の委託料の提案を求める。

5 参加資格
次の要件の全てを満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 熊本県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書(以下「合意書」という。)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項に該当すること。

ア グループを構成する法人等の中から県との連絡調整を行う代表団体を選出すること。

イ 申請書の記名については、構成員全員が行うこと。

ウ 6(1)ウからク並びにケ(ア)から(ウ)に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。

エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。

オ 代表団体は(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、その他の構成員は(1)から(7)まで(2)を除く。)に掲げる要件を満たすこと。

6 申請の手続

(1) 申請書類
申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。
なお、熊本県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

ア 指定管理者指定申請書(熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則(平成16年熊本県規則第46号)別記様式)

イ 熊本県農業公園指定管理者事業計画書及び収支計画書

ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類

エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本又は登記事項証明書

オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類

カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類

キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者を除く。)

ク 納税証明書

(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

(イ) 熊本県の県税(当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有するものにおいて、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書(納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書)

ケ その他知事が必要と認める書類

(ア) 熊本県内の事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳

(イ) 指定申請に係る誓約書

(ウ) 熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づき、熊本県が実施する暴力団との関係の確認に関しての申立書

(エ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金の請求・受領をする団体等を明らかにした書類)の写し

- (2) 申請書類の提出先
熊本県農林水産部農林水産政策課総務班（県庁行政棟本館8階）
郵便番号862-8570 熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2362（直通）
- (3) 提出期間
令和3年（2021年）9月22日（水）から令和3年（2021年）9月30日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
電子メール及びファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 提出部数
正本1部、副本10部（副本については、写しで可）
- 7 指定管理候補者の選定
指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえて、最終的に熊本県において指定管理者を選定する。
- 8 募集要項の交付
6(2)に掲げる場所で、令和3年（2021年）8月31日（火）から令和3年（2021年）9月30日（木）までの間に交付する。
- 9 現地説明会
 - (1) 日時
令和3年（2021年）9月14日（火）午前10時30分
 - (2) 場所
熊本県農業公園内会議室
 - (3) その他
現地説明会への参加を希望する場合は、「現地説明会参加申込書」にて6(2)の提出先にあらかじめ提出すること。
- 10 留意事項
 - (1) 次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
 - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
 - (2) 提出された書類は、熊本県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
 - (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。
- 11 その他
 - (1) 指定管理者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 - (2) 指定管理候補者として選定された者を、熊本県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
 - (3) 問合せ先
6(2)に同じ。

登載依頼

天草不知火海区漁業調整委員会指示第188号

水産動植物の繁殖保護のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和3年（2021年）8月31日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

天草第9号共同漁業権漁場内に設置してある「つきいそ（沈船魚礁）」周辺海域における集魚灯利用の釣り漁業について、次のとおり操業を禁止する。

- 1 操業禁止区域
天草市牛深町大島灯台から真方位354度、4, 300メートルの地点を中心とした半径50メートルの線によって囲まれた区域
- 2 操業禁止期間
10月1日から翌年3月31日まで
- 3 指示の有効期間
令和3年（2021年）9月1日から令和5年（2023年）8月31日までとする。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第189号

天草海における手繰第1種漁業手繰網漁業の操業に係る制限について、適正操業の確保及び漁場利用の適正化を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和3年(2021年)8月31日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

1 指示の内容

(1) 制限の対象となる漁業種類

天草海を操業区域とする手繰第1種漁業手繰網漁業

(2) 制限する内容

ア 一本釣り漁業及びはえなわ漁業(浮きはえなわ漁業を除く)の操業を妨げてはならない。

イ 網口(荒手網前端)から5メートル以内に、高さ1メートル以内の手木を付けなければならない。

ウ 手木(手木に付ける股網の長さは、片側1.5メートル以内)からの曳網は片袖1本でなければならない。

エ 網丈の最大の高さ(袖網と袋網との接合部における網丈)は、15メートル以内でなければならない。

オ 沈子網は、グランドロープ(チェーン又はワイヤーロープにストランドロープや古網を巻いたもの、又はゴム製の筒を取り付けたもの)でなければならない。

カ 曳網にオドシを付けてはならない。

キ 曳網(股網と曳網の接合部を除く)1本に付ける沈子(チェーン等)は、1ヶ所でなければならない。

2 指示の有効期間

令和3年(2021年)10月1日から令和5年(2023年)5月31日までとする。

熊本県景観・屋外広告物審議会公告第1号

熊本県景観・屋外広告物審議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

令和3年(2021年)8月31日

熊本県景観・屋外広告物審議会
会長 伊 東 龍 一

1 開催日時

令和3年(2021年)9月6日(月)午後3時から

2 開催場所

熊本県庁本館5階 審議会室

3 議題

(1) 諮問事項

- ・景観計画の変更について
- ・景観条例施行規則の改正について

(2) その他報告事項

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県景観・屋外広告物審議会事務局

(熊本県土木部道路都市局都市計画課景観管理班)

(電話096-333-2522(ダイヤルイン))